

## 提出に必要な通帳の写し及び関連書類の例

残高の多寡にかかわらず、被保険者本人及び配偶者の保有する全ての通帳の写し（以下①～④の部分）を必ず添付してください。必要な方は⑤も添付してください。

※生活保護受給者の方は不要です。

〇〇銀行 総合口座  
店番号●●● 口座番号●●●●●●  
●●● ●●● 様

### ① 表紙をめくった最初の見開きページ

（金融機関名、支店名、口座番号、口座名義人が記載されたページ）

※ゆうちょ銀行の場合は、見開きのページ下部に支店名と口座番号が記載されています。

### ② 年金の振込先に指定されている口座の場合、 年金が振り込まれていることが確認できるページ

※「③最新の残高が確認できるページ」と同じページに年金の振込記録がある場合は、別途コピーしていただく必要はありません。  
※遺族年金等、複数の年金を受給されている方は、すべての種類の年金の履歴が記載されているか確認してください。

●● ●●●● ●●●●●●●●●●  
●● ●●●● ●●●●●●●●●●  
○月○日 年金 △△円  
○月○日 年金 ○○円  
●● ●●●● ●●●●●●●●●●

●● ●●●● ●●●●●●●●●●  
●● ●●●● ●●●●●●●●●●  
●● ●●●● ●●●●●●●●●●  
●● ●●●● ●●●●●●●●●●

### ③ 最新の残高が確認できるページ

（最終記帳が申請日から2カ月前までの期間のもの）

※申請日から2カ月前までの期間に記帳しても「入出金が無い」等の理由で記帳されない場合は、余白に「○月○日記帳」と記入してください。

●● ●●●● ●●●●●●●●●●  
●● ●●●● ●●●●●●●●●●  
○月○日 振込 △△円

### ④ 定期預金がある場合は定期預金の残高が確認できるページ

同じ通帳に定期預金もある場合は、定期預金のページについても、残高が確認できる写しを提出してください（定額・貯蓄・積立貯金等がある場合も同様にお願致します）。

### ⑤ 通帳の記載の中で10万円以上の引き出しがある場合、使途が分かる領収証の写しなど

物品等の購入に要した費用に関する領収証又は引き出した金額の所有権が他人に移ったことを証する書類（契約書や覚書の写し等）を提出してください。

※複数回の引き出し額の合計が10万円以上になる場合を含みます。

※提出がない場合は手持ち資産として「現金等」に算入します。

## ●注意事項

通帳の名義が成年後見人等になっている場合は、後見人であることが証明できる書類（登記事項証明書の写し）を提出してください。保佐人・補助人の場合は、代理行為目録の写しもご提出ください。